

福山市における保健婦の機構について

自主勉強での話し合い結果（2001. 12）

1. 健康推進課と介護保険課の兼務をとり、介護保険課に位置付ける。
2. 精神保健は4ブロックで対応する。
 - ・ 2002年4月より精神障害者の保健福祉業務が市町村対応となるので、市民に身近な場所である健康推進課（1係・2係）・松永保健福祉課・北部保健福祉課でその業務を行い、それに伴う人員配置をする。
 - ・ 4ブロックで対応
 - ソーシャルクラブ
 - 相談・訪問
 - 啓発（後援会等）
 - ・ 保健センターで対応
 - ボランティア講座（社会福祉協議会と共同）
 - 医師による相談
 - ・ 精神以外の保健予防課の業務は今後検討する。
（将来的に保健予防課は、感染症を主とした全市的な業務を行う）
3. 4拠点4ブロックが理想である。
 - ・ 東部市民センターに福祉と共に位置付ける。
 - 住民の利便性を考えると効果的である。
 - 現在東部地域を統合した市民化業務がなされている。
 - 松永及び北部保健福祉課では、福祉との連携がうまくいき利便性が図られている。
4. 2002年度から精神のホームヘルプ等のサービス実施をする上で、次の業務をするために、障害福祉課等へ業務に見合った保健婦を位置付ける。
 - ・ 身体、知的、精神の3障害のサービス導入におけるアセスメントをとりマネジメントをしていく。
 - ・ 相談対応や必要時関係機関との連携を行う。
5. 基幹型在宅介護支援センターに保健婦を位置付ける。
 - ・ 将来的に、在宅介護支援センターに高齢者や障害者の対応が出来るよう、地域の在宅介護支援センターのレベルアップを目指す。
 - ・ 処遇困難事例や総合相談窓口からの対応をする。